

条例制定、一般会計補正予算など議案を可決 12月定例会の概要

平成27年第6回芳賀町議会定例会は12月1から4日までの4日間、次の日程で開かれました。

期 日	会 議 名	内 容
12月1日	本会議	提案理由の説明、同意案採決、一般質問
12月3日	本会議	一般質問
12月4日	本会議	全議案のうち報告案件の質疑、その他の議案の質疑・討論・採決、各常任委員会事務調査報告、教育民生常任委員会の請願審査報告、追加議案の質疑・討論・採決

報 告

□専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)

内容 東水沼地内の町道において、乗用車が、町道に生じた穴に車輪を落とし、タイヤを破損したものの、損害賠償額は1万4845円で、全国町村会総合賠償保険で対応。(質疑なし)

条例制定・廃止・二部改正

□地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について

内容 芳賀町振興計画の基本構想の策定等について、議会の議決に付すため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例を制定するもの。(質疑・討論なし、原案可決)

□芳賀町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の廃止について

内容 平成26年4月1日から町長部局に移管した社会体育に関する事務を、平成28年4月1日から教育委員会に戻すため廃止するもの。条例制定

時に期待した各種健康事業との連携による効果が上がらず、従前の組織体制の方が関係団体との連携が図れるため。(質疑・討論なし、原案可決)

□芳賀町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

内容 芳賀町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の廃止に伴い、関連する条例の一部を改正するもの。附則で規定していた各運動施設等の管理等について、町長部局から教育委員会へ戻すもの。(質疑・討論なし、原案可決)

□芳賀町部課設置条例の一部改正について

内容 芳賀町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の廃止に伴い、社会体育に関する事務を教育委員会に戻すとともに、本格化するLRTの整備推進に向けて、都市計画課に「公共交通に関する事務」を規定するため条例の一部を改正するもの。(質疑・討論なし、原案可決)

□芳賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に

基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について

内容 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項並びに第19条第9号の規定に基づき、法において定められていない町の社会保障等の事務について、条例で定めることにより個人番号の利用及び提供ができることとなるため条例を制定するもの。(質疑・討論なし、原案可決)

□芳賀町印鑑条例の一部改正について

内容 印鑑登録証に代えて印鑑登録機能を付した個人番号カードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を取得できるようにし、町民サービスの向上を図るため条例の一部を改正するもの。(質疑・討論なし、原案可決)

□芳賀町個人番号カードの利用に関する条例の制定について

内容 町民の利便性向上に資するため、個人番号カードを印鑑登録証として利用できるよう条例を制定するもの。(質疑・討論なし、原案可決)

□芳賀町手数料条例の一部改正について

内容 個人番号カードを利用したコンビニエンスストア等における住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付手数料を新たに定めるため条例の一部を改正するもの。なお、住民課窓口での利用軽減、個人番号カードの普及促進等を鑑み、住民課窓口での交付手数料より安価にしたもの。(質疑・討論なし、原案可決)

□芳賀町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

内容 法人番号に係る規定について、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の施行により、法人番号の定義を明確化するもの。(質疑・討論なし、原案可決)

□芳賀町都市計画税条例の一部改正について

内容 近隣自治体の都市計画税の課税状況や現在の社会経済状況を鑑み、平成28年度について、引き続き税率を100分の0.2とするもの。(質疑・討論なし、原案可決)

□芳賀町国民健康保険税条例の一部改正について

【内容】 現在77万円の国民健康

保険税の賦課限度額を、後期高齢者支援金分と介護納付金分をそれぞれ2万円ずつ引き上げて81万円とするため。

（質疑・討論なし、原案可決）

【芳賀町介護保険条例の一部改正について】

【内容】 介護保険料の徴収猶予

申請書等に個人番号を追加するもの。

（質疑・討論なし、原案可決）

【指定管理者の指定について（芳賀町B&G海洋センター）】

【内容】 芳賀町B & G海洋セン

ターの指定管理者の指定が平成28年3月31日をもって期間満了を迎えることから、引き続き指定管理者の指定をしたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

○指定管理者 株式会社日本水泳振興会栃木営業所

所長 都丸 義弘

○指定の期間 平成28年4月1

日から平成33年3月31日まで
芳賀町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づき公募した結果、申し込みは1社。同条例第4条の選定方法及び選定基

準に基づき、指定管理者選定委員会の審議結果から指定するもの。

【質疑】 北條 勲議員

【討論】 北條 勲議員

（原案可決）

【土地の取得について（芳賀高跡地整備事業）】

【内容】 芳賀高跡地整備事業区

域内の私有地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。取得する土地は、芳賀町大字祖母井1664番地39ほか9筆、総面積6630.63平方メートル、地権者は6人。取得金額は6081万544円。

【質疑】 北條 勲議員

（討論なし、原案可決）

補正予算

【平成27年度芳賀町一般会計補正予算（第6号）】

【内容】 総額に9048万2千

円を追加し、予算総額を80億8275万7千円とするもの。

【質疑】 北條 勲議員

（討論なし、原案可決）

【平成27年度芳賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）】

【内容】 総額に1100万円を

追加し、予算総額を2億6500万円とするもの。

（質疑・討論なし、原案可決）

【平成27年度芳賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）】

【内容】 総額に229万5千円を追

加し、予算総額を1億4029万5千円とするもの。

（質疑・討論なし、原案可決）

同意案

【人権擁護委員の候補者の推薦について】

平成28年3月31日付けをもって任期満了となる小宮隆子氏（祖母井）を引き続き最適任者として法務大臣に推薦することに同意しました。



▲小宮 隆子氏

請願

【「年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書」の採択を求める請願書】

連合栃木芳賀地域協議会から

提出された請願書は、平成27年6月定例会で教育民生常任委員会に付託され、継続審査となっていました。12月定例会において「採択とすべきもの」との審査結果が報告されました。採択された請願は、議員提出

議案「年金積立金の安全かつ確実な運用を求める意見書の提出について」として、本会議に追加上程され、全員賛成で可決しました。なお意見書は、後日、関係大臣等へ送付しました。

■一般会計補正予算の主な歳入歳出

歳入

項目	補正額	
県支出金	経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	300万円
	水田経営とちぎモデル条件整備事業費補助金	748万3千円
繰越金	前年度繰越金	7,774万2千円

歳出

項目	補正額	
民生費	臨時福祉給付金・障害者医療費負担金・障害者自立支援給付費・子育て世帯臨時特例給付金の実績に基づく償還金	644万9千円
	後期高齢者医療特別会計への保険基盤安定繰出金	229万5千円
農林水産業費	経営所得安定対策直接支払事業費補助金	300万円
	水田経営とちぎモデル条件整備事業費補助金	1,085万円
	下高根沢青木地区道路舗装工事費	250万円
	堰の補修にかかる維持管理適正化事業費補助金	230万円
土木費	下高根沢地内町道のガードレール設置工事費	475万2千円
	損傷した町道4路線の修繕工事	1,257万5千円
	下高根沢地上山下岡田線舗装工事費	3,880万円
	打越新田土地改良地区内の道路用地購入費	1,000万円